

令和3年度（介護予防支援）

主な指導内容	根拠法令等（一部抜粋）
<b>1. 運営に関する事</b>	
<p>運営規程に利用者の相談を受ける場所を記載すること。</p>	<p>指定介護予防支援の提供方法及び内容については、利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載するものとする。</p> <p>【老企第25号第3の(12)②】</p>
<b>2. サービス計画に関する事</b>	
<p>アセスメントの結果について、記録を残すこと。</p>	<p>担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>【厚生省令第37号第30条7号】</p> <p>（抜粋）また、当該アセスメントの結果について記録する。</p> <p>【老企第25号第4の(8)⑦】</p>
<p>医療系サービスを介護予防サービス計画に位置付ける際に意見を求めた主治の医師等に介護予防サービス計画を交付すること。</p>	<p>（抜粋）担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めなければならない。</p> <p>前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。</p> <p>【厚労省令第37号第30条21号、21号の2】</p>